

平成29年11月30日

総務省 総合通信基盤局長
渡辺 克也 殿

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊

「コロケーション条件等の改善について(総基料第162号(平成29年9月8日))」に基づき、別紙のとおり各措置の進捗状況(検討又は実施の状況)について報告いたします。

1. コロケーションが貴社の所有でない建物で行われる場合の空き情報等の開示

コロケーションが行われる建物が貴社の所有物でない場合や、コロケーションに際して接続事業者から提供される電力設備が貴社の所有物でない建物に設置されている場合においても、当該建物や電力設備に関する空き情報等の開示を可能な限り行い、最新の情報にアップデートするよう、改善策を検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

- 当社は、NTTコミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTTコム殿」といいます。)所有ビルにおける当社コロケーションリソース(スペース及び電力容量)、及び当社ビルにおいてNTTコム殿より電力を賃借している場合におけるコロケーションリソース(電力容量)の空き状況・電力設備(整流器等)の増設可否に関する情報について、平成29年9月、当社の接続事業者様向けホームページに新たに情報開示し、その旨を接続事業者様にお知らせしました。
- 今後、6・9・12・3月末時点の状況について、それぞれ8・11・2・5月に情報更新を行います。

【情報開示イメージ】(赤枠部分が新たに情報開示した箇所)

都道府県名	ビル名	コロケーション場所となりうる空きスペース	電力設備	電力設備の増設可否
		空き状況	空き状況	
〇〇	aaa	B	D	調整要
〇〇	bbb	D	C	調整要
〇〇	ccc	B	C	可能
〇〇	ddd	C	D	可能
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

2. コロケーションリソースの効率的な配分

現行の接続約款におけるコロケーション手続規定では、有限なリソースを公平に利用する観点から、各リソースの空き容量が一定基準(管理基準量)を下回った場合に、一度の申込みから工事完了までの間に割当可能なリソース量に上限(配分上限量)を設けているところ、これに関し、より効率的なコロケーションリソースの配分を行う観点から、設備更改など一時的に二重設置が必要な場合に設備更改後のリソースの返却等のリソース浪費の防止策を講ずることを条件に一時的に配分上限量の緩和を求めることについて、関係事業者の意見を集約した上で対処について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、配分上限量の柔軟な設定や恒常的な緩和の適否についても併せて検討されたい。

- ソフトバンク株式会社殿より配分上限量に関する以下のご要望をいただいたことを踏まえ、当社は、平成29年5月22日及び9月14日の2度にわたって、全接続事業者様に対して、本要望に対する賛否や実現する場合の条件等について意見照会を実施しました。

(ソフトバンク株式会社殿のご要望)

- ① Bランクビル(空きスペースが6架以上18架未満であるビル)において、コロケーションリソースの配分上限量を現行の2架から緩和
 - ② 設備更改により新たなコロケーションスペースを申し込む際は、配分上限量に係るルールを適用しない特例の導入
- 意見照会の結果を踏まえ、配分上限量については、
 - ① Bランクビルにおけるコロケーションリソースの配分上限量について、現行の2架から3架へ緩和
 - ② 特例の導入については、「設備更改の定義を設定すべき」、「リソースが返却されない場合のペナルティの設定が必要」、「事業者間の公平性等の課題を解決することが困難」とのご意見があったことに鑑み、それらに対する具体的対処策についてご意見を伺いましたが、接続事業者間で合意できる具体案を見出すには至っていないことから、引き続き、接続事業者様から具体的にご意見をいただきながら検討

としていく考えです。

- Bランクビルの配分上限量の見直しにあたっては、今年度中に接続約款変更認可申請を実施し、総務大臣よりその認可を得られ次第、運用を開始する考えです。

3. コロケーションリソースの確保できない場所の解消に関する予見可能性の向上

コロケーションリソースの確保できない場所について、現に当該リソースを利用している事業者から撤去の申込みがあった時点でその旨の情報を他の事業者に開示するなど、解消の見通しに関する予見可能性の向上策について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

- 当社は、コロケーションリソースの確保できないビル※（以下、Dランクビルという）の解消予定時期に係る情報について、これまで、当社の架を撤去する場合にのみ開示してきました。今般、当該ビルの解消に関する予見性を高めるため、Dランクビルのリソースを利用している接続事業者様の架や設備に係る撤去工事の申込を受領した際には、その申込年月及び撤去予定年月についても、当社の接続事業者様向けホームページにて、今年度中に開示を開始する予定です。ただし、開示する情報は、実際の撤去や空きの発生を確約するものではないことから、接続事業者様への留意事項も併せて記載する予定です。

※スペースについては、基準架(80cm四方)を設置可能な空きスペースが無いビル。電力容量については、空きが無いビル。

【情報開示イメージ】

支店名	ビル名	コロケーション場所となりうる空きスペース	
		空き状況	空き発生予定時期
〇〇	△△	D	H29.12予定（H29.9 事業者様より設備撤去工事申込） ※事業者様の工事内容・進捗により、予定時期に空きが発生しない場合や予定時期が変更となる場合があります。

※開示にあたっては、スペースの空き情報だけでなく、電力容量についても同様の開示を行います。

4. コロケーション代替措置等

コロケーションが技術的な理由等により実現しない場合について、増床や民間の建物の利用の可能性を検討することに加えて、代替措置として貴社において接続事業者のサービス提供に利用される機器の設置・管理等を行うための具体的な手続の内容について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

- 当社は、これまでコロケーションリソースの不足が解消されない場合の対処として、必要に応じて、第一種指定電気通信設備の将来需要、スペース増設に係る投資コストや物理的な敷地の有無等を総合的に鑑み、増床や民間建物の利用を検討してきており、今後も同様に行う考えです。
- なお、コロケーションスペースが空いていてもDランクとなっているビル(基準架以下のスペースが空いているビル)については、限られたリソースを有効活用いただけるよう、「Dランクビルにおける60cm四方の空きスペースの有無」について、新たに情報開示を行い(今年度中に開示予定)、接続事業者様よりご要望があればコロケーションスペースとして提供していく考えです。

【情報開示イメージ】

支店名	ビル名	コロケーション場所となりうる空きスペース	備考
		空き状況	
〇〇	△△	D	60cm×60cmの空きスペースあり

- コロケーションが技術的な理由等により実現しない場合の代替措置については、基準架又は基準架以下のスペースが無く、かつ同一ビル内に設置されている接続事業者様の架内に空きが無いビルにおいて、当社が設置する架の空き棚に、接続事業者様の機器を設置いただける手続きを提供する考えです。

本代替措置の提供にあたっては、接続事業者様の機器が設置される当社架の倒壊、破損、また同一架内に設置されている当社や他の接続事業者様の装置の破損を回避する観点から、提供にあたっては、下表の条件を前提とする考えです。

区分	主な提供条件
対象ビル等	・ 通常の方法ではコロケーションできない場合の手続きであることから、「Dランクビル」かつ「設置済の事業者様の架内に空きが無い場合」に提供いたします。
設置場所・架	・ 事業者様の装置を設置いただく当社架の選定については、装置の寸法や架の設置場所を考慮した上で、当社にて実施いたします。
設置可能な装置諸元	・ 当社架の破損・倒壊を回避するために、装置の重量を制限いたします。 ・ 同一架に搭載している当社装置の破損を回避するために、装置の発熱量や吸気・排気方向を制限いたします。
工事・保守	・ 同一架に搭載している当社装置の破損を回避するために、当社による工事及び保守とします。

- 本代替措置の提供にあたっては、今年度中に接続約款変更認可申請を実施し、総務大臣よりその認可を得られ次第、運用を開始する考えです。

5. コロケーション設備の撤去後の費用負担

コロケーションの終了に向けて、設置設備の撤去を早期に実施した接続事業者には、その分、負担を軽減する仕組みを検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、関係するコストの詳細を明らかにし、接続事業者の公平負担の観点から、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担の在り方について検討されたい。

また、これに関する手続等のルールについて、上記の検討を踏まえて見直したものを、透明性確保の観点から、接続約款に規定することとされたい。

- 当社は、コロケーションリソースの利用料金（以下、「コロケ利用料金」といいます。）に関し、接続事業者様や当社の設備新設及び撤去に係る期間短縮インセンティブの更なる確保に向け、その負担者、負担期間及び負担範囲の見直しについて、以下のとおり、検討していく考えです。

<設備撤去時>

設備撤去時においては、現行の設備撤去にあたり一律6ヶ月分のコロケ利用料金をご負担いただくルールを廃止し、設備の撤去完了時点でコロケ利用料金のご負担を終了することといたします。

<設備新設時>

設備新設時にご負担いただくコロケ利用料金については、以下の2つの案を引き続き検討していく考えです。

	見直し内容
案1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者様が工事可能な状態となる日※よりご負担開始 ※(パターン1)整流器・蓄電池等設備について、既設設備が利用可能な場合は、設備の構築完了日 (パターン2)整流器等設備について、新設が必要な場合は、当社の設計内容回答日 ・ ただし、スペース・受電設備・発電設備においては、リソースの確保開始日であるPOI調査回答日からご負担いただく(当社都合の期間は除く)
案2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各コロケーションリソースの確保開始日(他の事業者様が利用できない占有状態開始日)※よりご負担開始 ※(パターン1)整流器・蓄電池等設備について、既設設備が利用可能な場合は、設備の構築完了日 (パターン2)整流器等設備について、新設が必要な場合は、当社の設計内容回答日 (パターン1・2いずれの場合も)スペース・受電設備・発電設備においては、POI調査回答日 ・ ただし、スペース・受電設備・発電設備においては、「POI調査回答日」から「整流器等設備の構築完了日」または「設計内容回答日」までの期間が4ヶ月を超えた場合、超えた日からご負担は不要(「整流器等設備の構築完了日」または「設計内容回答日」からは再度課金を開始)

- 上記見直しに加え、設備を新設される事業者様が早期に工事着手可能となるよう、POI調査回答後にいただいていた自前工事申込を、POI調査申込時においても同時に自前工事申込が可能となる運用へ見直すことを検討しております。

ただし、見直しの実現には、手運用による対応が困難であることから、コロケーションの申込や課金管理を行うシステムの改修が必要となりますが、当該システムは平成30年度末に更改を予定していることから、本見直しの適用開始時期も合わせて検討していく考えです。

6. コロケーション設備の故障等に伴う交換の手続

接続事業者のコロケーション設備が故障した等によりその交換を行う場合で、新たに設置する機器のリソース(スペース・電力)が既存の機器よりも小さい場合等について、関連するコロケーション手続を不要又は簡略化することができないか検討の上、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

- 接続事業者様の機器に故障が発生した際に、故障した機器(以下、「交換元機器」といいます。)と異なる機器を新たに設置する場合は、設置前にPOI調査申込等の手続を実施いただく現行ルールを見直すこととします。
- 具体的には、POI調査等を行わなくとも即時に取り替えが可能となるよう、予め、故障が発生した際に取り替える機器(以下、「交換先機器」といいます。)を当社にて確認させていただき運用(事前照会手続による)を開始させていただきます。
- また、上記運用を適用する条件は、以下のとおりです。
 - 交換先機器のリソース(最大消費電流値等)が交換元機器のリソース以下であること。
 - 交換先機器は交換元機器と同一の利用目的で、同等の機能を利用すること。
- なお、当該運用の開始時期は今年度中を予定しています。